

○鈴鹿亀山地区広域連合規約

変更 平成16年12月1日 三重県指令北企第283号
平成19年4月1日 三重県指令政策第17-1091号
平成26年1月22日 三重県指令地域第06-556号

(平成11年6月1日)
(三重県指令北企第132号)

第1章 総則

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、鈴鹿亀山地区広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、鈴鹿市及び亀山市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業の実施に関する事務
- (2) 消費者行政に関する事務
- (3) 公共施設の相互利用における調整に関する事務
- (4) 広域的な取組を必要とする事務の調査研究及び調整に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合の作成する広域計画には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 介護保険法に基づく介護保険事業の実施に関すること。
- (2) 消費者行政に関すること。
- (3) 公共施設の相互利用における調整に関すること。
- (4) 広域的な取組を必要とする事務の調査研究及び調整に関すること。
- (5) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、鈴鹿市神戸一丁目18番18号鈴鹿市役所内に置く。

第2章 議会

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、12人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市の議会の議員のうちから、関係市の議会において選挙する。

2 関係市において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

(1) 鈴鹿市 8人

(2) 亀山市 4人

3 関係市の議会における選挙については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 前項の議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

第3章 執行機関

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長及び会計管理者を置く。

(執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市の長のうちから、関係市の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長以外の関係市の長をもって充てる。

5 会計管理者は、広域連合長が関係市の会計管理者のうちから選任する。

(執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市の選挙権を有する者で、人格が高潔なものの中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員会の委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

第4章 経費の支弁方法

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係市の負担金

(2) 事業収入

(3) 国及び県補助金

(4) 地方債

(5) その他

2 前項第1号に規定する負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとする。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

この規約は、地方自治法第284条第3項の規定による広域連合設立の許可の日から施行する。

附 則 (平成16年12月1日三重県指令北企第283号)

(施行期日)

1 この規約は、平成17年1月11日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第17条第2項の規定は、平成17年度以降に係る経費から適用し、平成16年度以前に係る経費については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年4月1日三重県指令政策第17-1091号)

(施行期日)

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、変更後の第11条、第12条及び第13条の規定は、適用せず、変更前の第11条、第12条及び第13条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成26年1月22日三重県指令地域第06-556号)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第17条関係)

1 第4条第1号に係る経費

均等割	10%
人口割 (国勢調査人口)	45%
高齢人口割 (国勢調査65歳以上人口)	45%

2 第4条第2号から第4号までに係る経費

均等割	30%
人口割 (国勢調査人口)	70%